

社会福祉法人東北福祉会 行動計画

策定日：令和6（2024）年3月8日

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を変更する。

1 計画期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年

2 内容

目標1 配偶者出産休暇及び男性職員の育児参加のための休暇の充実を図る。

〈対策〉

- ① 令和6年4月～ 昨年新設された配偶者出産休暇2日の取得状況を調査
- ② 令和6年4月～ 男性及び女性の育児休業の取得状況を調査
- ③ 令和6年10月～配偶者出産休暇について、現行の2日を（3日～5日）に延長し、男性を含む育児休業の取得率向上につなげていく。

目標2 職員から育児休業の申し出が円滑に行われるための下記の措置を講ずる。

- ① 育児休業に関する研修の実施（毎年最低1回全職員対象に実施し、管理職以上は必須とする。）
- ② 法人内の男性職員の育児休業取得事例の収集・提供

〈対策〉

- ① 令和6年4月～ 育児休業に関する研修を実施する。（毎年最低年1回実施）
- ② 令和6年4月～ 男性職員の育児休業取得事例を収集し職員に提供する。

目標3 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

- ① 計画表を用いるなどにより、全ての職員の年次有給休暇の計画的取得促進を図る。

〈対策〉

- ① 令和6年4月～ 法人内各事業拠点毎に、毎年計画表を用いるなどにより全ての職員の年次有給休暇の計画的取得促進を図る。
- ② 毎年度末 ～ 取り組み状況の確認